別表六の十一(五)付表の記載要領等第１号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は」を削り、同第11号中

「「個別税額控除割合 ((11)、(16)又は(17))＋((11)、(16)又は(17))×(12)（小数点以下３位未満切捨て）（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14） (18)」」を

「「個別税額控除割合 ((11)、(12)又は(13))＋((11)、(12)又は(13))×(14)（小数点以下３位未満切捨て）（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14） (15)」」に改める。

別表六の十一(六)の表中

「割増前税額控除割合 $\frac{12}{100}+((7)-\frac{8\text{又は}9.4}{100})\times(0.3\text{又は}0.35)$（0.12未満の場合又は(5)＝０の場合は0.12）」を

「割増前税額控除割合 $\frac{12}{100}+((7)-\frac{9.4}{100})\times0.35$（0.12未満の場合又は(5)＝０の場合は0.12）」に、

「(7)＞８％又は(7)＞9.4％の場合」を「(7)＞9.4％の場合」に改め、同表の記載要領等第１号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は」を削り、同第11号中「。次号及び第４号において同じ」を削り、同第11号及び第四号を削る。

別表六の十一(六)付表の表中

「割増前個別税額控除割合 $\frac{12}{100}+((9)-\frac{8\text{又は}9.4}{100})\times(0.3\text{又は}0.35)$（0.12未満の場合又は(7)＝０の場合は0.12）」を

「割増前個別税額控除割合 $\frac{12}{100}+((9)-\frac{9.4}{100})\times0.35$（0.12未満の場合又は(7)＝０の場合は0.12）」に改め、同表の記載要領等第１号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は」を削り、同第11号中「又は連結親法人事業年度が令和３年４月１日前に開始した各連結事業年度において同欄に記載された割合が100分の８を超える場合」を削り、同第五号を削り、同第六号(2)中「100分の9.4を超え、若しくは」を「100分の9.4を超え、又は」に改め、「又は連結親法人事業年度が令和３年４月１日前に開始した各連結事業年度において、同表「７」の欄に記載された割合が100分の８を超え、若しくは同表「９」の欄に記載された割合が100分の10を超える場合」を削り、同号を同第五号とする。